

豊かな地域資源を将来に引き継ぐ！

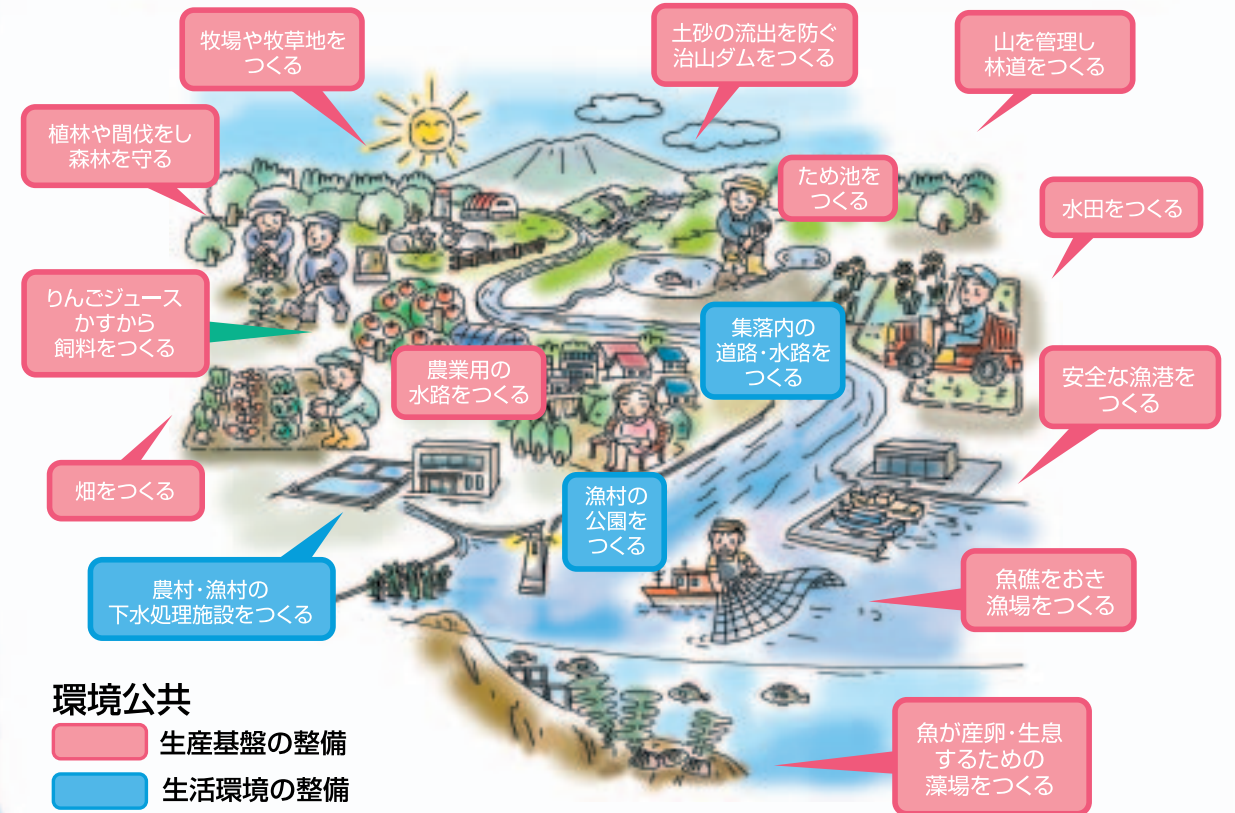
あおもり 環境公共推進基本方針

～環境公共の定義～

農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などかけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けます。

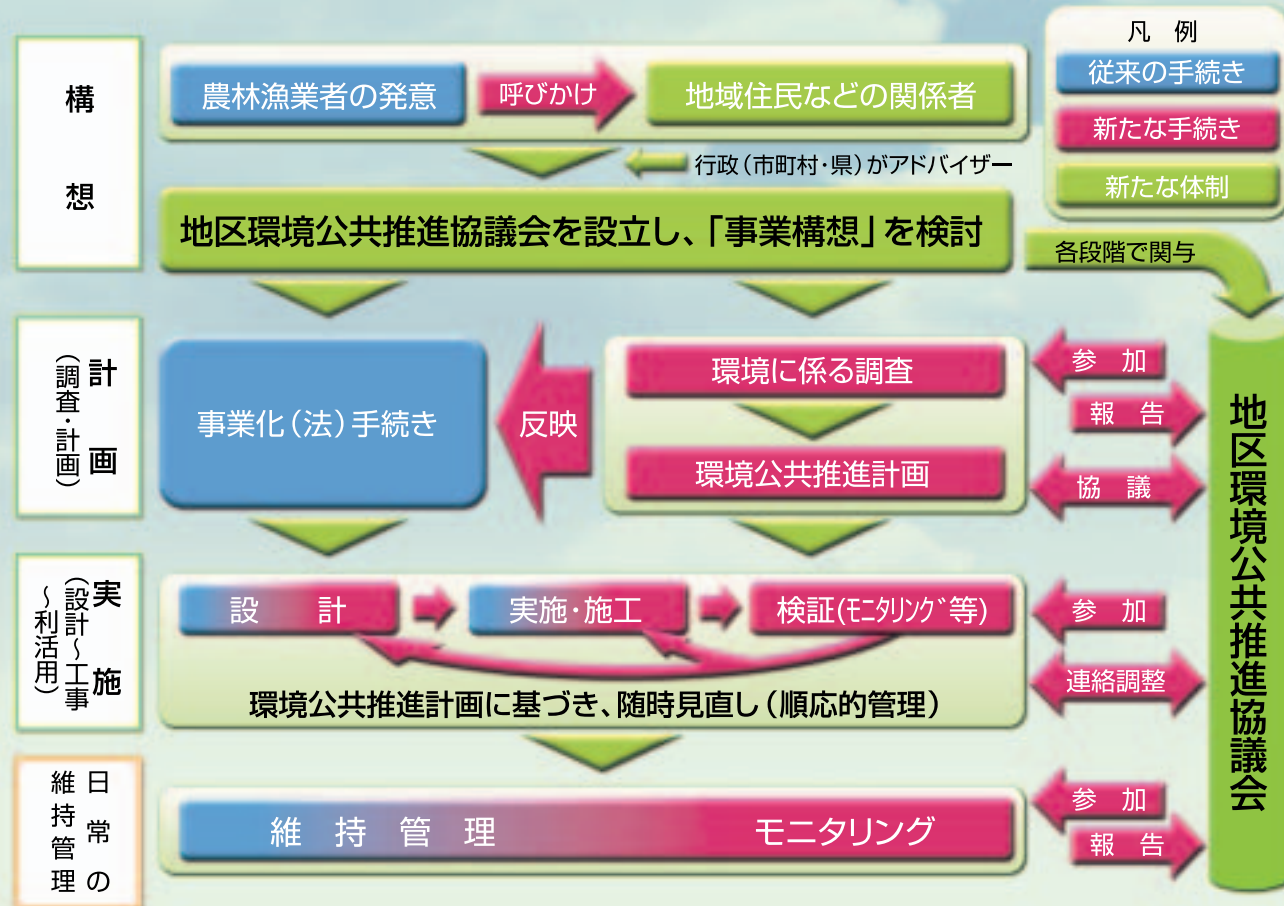


農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって守られている地域資源



環境公共の実施手法

◎実施手続き



- 対象:原則として農林水産部の全公共事業。(但し、緊急を要する災害復旧事業などを除く。)
- 実施時期:平成20年度から順次、段階的に取り組む予定。

環境公共の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムを構築

従来の事業化に必要な手続きに加え、新たな手続きや体制を追加

◎支援体制

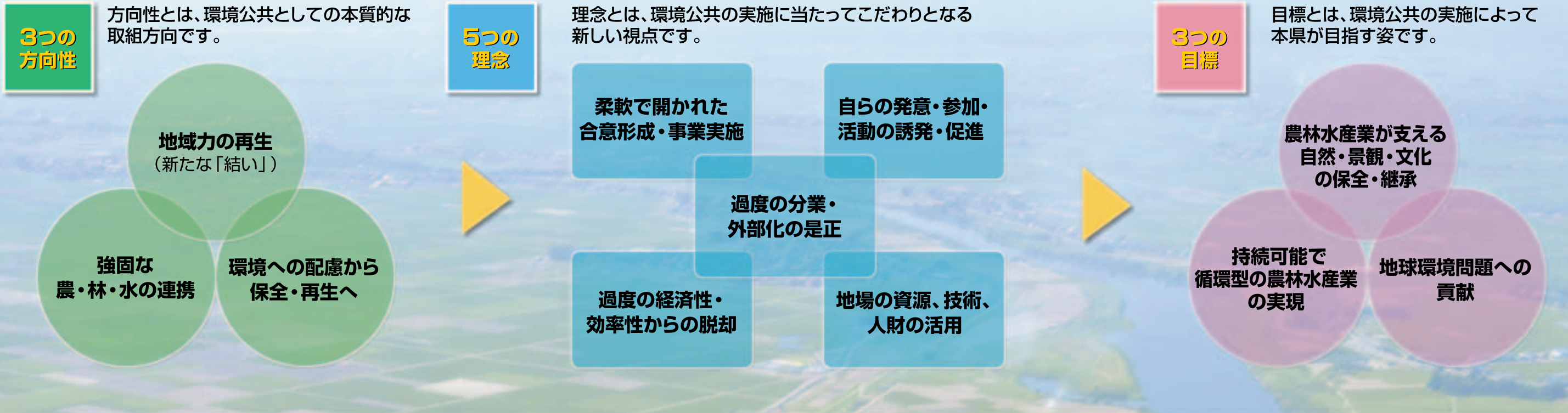
地区環境公共推進協議会の活動を支援するための組織として、各地域県民局に「環境公共調整会議」を、さらに、基本方針との整合を図る組織として、県庁に「環境公共推進会議」を設置

●問い合わせ先
青森県農林水産部 農村整備課
企画・調整グループ
TEL 017-734-9545
FAX 017-734-8149



環境公共の基本的方向

- 基本的方向とは、環境公共の実施に当たって、農林漁業者をはじめ地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項
- 具体的には、3つの方向性、5つの理念、3つの目標



3つの方向性

① 地域力の再生

これまで 経済性・効率性の重視、分業・外部化

これから 地場の技術の活用、機械力と専門力の活用、協業・総合化

結い 皆のために必要なものを皆でつくる

新たな結い 自分たちでできることは、自分たちでやる

地域力の再生 多様な主体の参画により地域をつくる

「結い」の衰退、過疎化・高齢化・混住化

時代：戦後、昭和、平成

- 環境公共の実施を契機とし、公共事業のプロセスに農林漁業者はもとより地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自らが実施していくことにより、地域力の再生(新たな「結い」)を実現

② 農・林・水の強固な連携

これまで 分野別に実施

これから 農・林・水の連携(＋連携)により実施

林、農、水

地場の資源の活用、地場の人財の活用、水循環システムの構築、循環型農林水産業の推進

持続可能な農林水産業、安全・安心な食料生産

人財：多様な主体の参加、農業者・漁業者による、種林、間伐 など...

資源：間伐材、木炭の活用、ホタテ貝殻の活用、良質なたい肥と飼料の提供 など...

分野：耕畜連携、農林連携、林水連携、水資源のかん養、遊交林・栄養塩の供給、農水連携、魚類生息環境の確保 など...

- 農業、林業、水産業の分野の取組を、より強固に連携して実施
- 農・林・水の連携強化により、循環型で持続可能な農林水産業が実現され、安全・安心な食料生産が可能

③ 環境への「配慮」から「保全・再生」へ

これまで 経済性・効率性の追求(高度成長時代)

これから 持続可能型・循環型社会の構築

環境レベル：二次的自然空間が形成・維持、環境への負担が増大、環境への配慮

環境の保全・再生

H11 食料・農業・農村基本法、H13 森林・林業基本法改正、水産基本法

年代：戦後、昭和、平成

- 農林水産業の生産性を高めるため、その基盤を整備しつつ生物多様性などの観点から環境を保全・再生
- これまでの環境への配慮に加え、可能な限り環境を保全・再生